

川島町英語検定料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定（以下「英検」という。）の積極的な受験を促し、小学生及び中学生の英語に対する学習意欲を高め、英語力の向上を図ることを目的に、英検を受験する小学生及び中学生の保護者に対し、英検の検定料を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、英検の受験日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による町の住民基本台帳に記録されている町内の公立小学校及び中学校以外の学校に通学する小学校5年生から中学校3年生の保護者とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、英検の検定料の全額とする。

2 補助は、小学校5年生から中学校3年生までで英検5級以上を受験した児童及び生徒1人につき1年度1回とする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、川島町英語検定料補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要な書類を添付して、町長へ提出しなければならない。

(補助金の決定等)

第5条 町長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに審査し、川島町英語検定料補助金決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取消及び返還)

第6条 町長は、申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、既に公布した補助金について、その全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和２年４月１日から適用する。